現　場　説　明　書

（令和８・９・１０・１１年度）

工事名称　　岡山市旧本庁舎解体撤去工事

岡山市総務局総務部 新庁舎整備課

1. 設計図書の優先順位

（１）質疑回答書
（２）現場説明書（現場説明書：表紙、1～29 頁）
（３）特記仕様書
（４）設計図（表紙共 629 枚（特記仕様書を含む））
（５）公共建築工事標準仕様書 等
（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
（６）工事数量総括表（表紙、1～202 頁）

2. 工事数量総括表の取扱について

工事数量総括表に記載された数量等は参考であり、項目・数量は入札者において十分検討のうえ入札に臨むこと。

3. 設計図書の質疑及び問合せ先等

公告のとおり。なお、落札後は、監督員と協議のうえ多少の変更は受注者の負担で完成させること。

4. 変更後請負代金額・中間出来高査定金額

変更後請負代金額及び中間出来高査定金額の算出は次の式による。
変更後請負代金額＝｛変更後設計金額（税抜）×当初請負代金額（税込）/当初設計金額（税込）｝×(1＋消費税率)
上記の算定式で、括弧内の計算の結果、10,000 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。中間出来高査定金額の場合は、「変更後設計金額（税抜）」を「設計出来高金額（税抜）」に読み替える。

5. 工期について

○契約工期までに監理検査課による完成検査を受け引渡しを行うため、契約工期の 14 日前までに工事を完成させ、工事完成通知書及び工事関係書類を提出するよう努めること。（中間技術検査、完済部分検査の場合も同様）
※工事の着手日等については、岡山市契約規則第 55 条第 1 項による。
~~○工事目的物の部分使用、部分引渡しの取扱いは、下表■のとおりとする。~~

部分使用等の対象部分と取扱い	部分完成時期
▲▲▲棟の内部 工事請負契約約款第 34 条：部分使用 取扱：□中間技術検査　■完成確認	令和●●年●月●●日
△△△△棟 工事請負契約約款第 39 条：引渡し指定部分 取扱：□完済部分検査	令和○○年○月○○日

※第 34 条 部分使用は「中間技術検査」の場合も(監督員による)「完成確認」による場合も、代価の支払いを伴わず、引渡しも受けない。

6. 契約不適合責任期間　公告のとおり。（工事請負契約約款第 53 条、契約規則第 76 条参照）

7. 下請負・各種保険・現場標識等

○契約後速やかに火災保険、建設工事保険、組立保険等に加入し、契約書(写)を提出すること。

○工事の一部を下請負に付した場合は、下請負契約書の写し（注文書・注文請書の写しでも可）、建設業許可書の写しを提出すること。（下請負業者が再下請負した場合も含む。）

○施工体制台帳・施工体系図作成に係る関係者への通知について

（１）元請業者は、施工体制台帳作成工事であることを工事関係者に周知するために、現場内の見やすい場所に再下請負通知書の提出案内を掲示すること。

（２）元請・下請にかかわらず、下請に工事を発注する際に元請業者の名称及び再下請負通知が必要な旨を書面で通知すること。

○交通誘導、警備、超音波探傷試験、浸透探傷試験、室内空気中化学物質濃度測定等を行う業者についても施工体制・下請関係書類を整備すること。

○工事着手までに最新の労災保険の加入が確認できるものを提出すること。（下記のいずれか）

（１）労働保険概算・確定保険料申告書（事業主控、受付日印のあるもの）

（２）労働者災害補償保険加入証明書の写し

（３）労働保険事務組合領収書の写し

○本工事において、受注者は法定外の労災保険に付すこと。

○契約締結後１ヶ月以内に建設業退職金共済証紙購入状況報告書を提出すること。

○下請契約及び建設資材等について

下請の選定にあたっては、可能な限り地元の建設業者で優良な者を選定すること。また、建設資材等についても、可能な限り地元業者から調達すること。

○受注者は、以下の標識を公衆の見やすい場所に掲示すること。

（１）工事名称等を示す標識（次頁参照）

（例）



※市直接監理の場合は「岡山市総務局総務部新庁舎整備課」

材質はコンパネにカラー鉄板（白）貼等とする。

~~（２）建築基準法第 89 条の規定による標識（計画通知）~~

（３）建設業許可を受けたことを示す標識（元請業者のみ）

（４）建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を表示する標識

（５）労災保険関係成立票

（６）施工体系図

（７）建設リサイクル法ステッカー

（８）再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書

（９）工事概要（主要用途、延べ床面積、構造・階数等）

（10）石綿障害予防規則、大気汚染防止法による事前調査結果の掲示

建物の解体等（改修・修繕等を含む）工事を含む場合は、アスベストの有無について掲示を行うこと。(使用されていなくても掲示要)

（11）周辺地図を示す案内図（1.0m×1.0m 程度を 10 枚）を掲示

8. 関係官庁その他への手続き

○工事着手にあたり、必要な各種手続・届出等を受注者にて遅滞なく行うこと。その費用は、受注者の負担とする。

9. 安全対策・騒音振動対策

○工事に際しては、安全対策及び騒音・振動対策に十分留意すること。万一、当施設、近隣、沿道等に損傷を与えた場合は、速やかに監督員に報告のうえ、受注者の責任において対処すること。

○使用重機（バックホウ、ブルドーザー、振動ローラー等）は、低騒音・排出ガス対策型機械を使用すること。

○騒音規制法、振動規制法の規制対象となる作業を行う場合は、同法の規定により当該工事着手の 7 日前までに岡山市環境保全課へ「特定建設作業実施届出書」を提出すること。

○墜落制止用器具の着用について、労働安全衛生法施行令第 13 条第 3 項

第 28 号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成 31 年 1 月 25 日厚生労働省告示第 11 号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。

○令和 9 年 3 月 31 日まで旧本庁舎内で作業（不要物等の搬出）を実施しており、搬出動線の支障とならないように配慮すること。

10. 近隣対策

○近隣への騒音、振動、塵埃、塗料吹付け飛散対策、安全対策等については十分注意を払い、必要に応じて、清掃・養生・散水及び施工時間制限等の適切な対策を講じること。万一、第三者に損傷を与えた場合は、受注者の責任にて問題を解決すること。

○近隣建物、工作物等に損傷が予想される場合※は、工事着手前に所有者の承諾を得て事前家屋調査を行うとともに、工事完了後の対応についても受注者が責任を持って行うこと。（家屋調査業者は原則として社団法人「日本補償コンサルタント協会」会員とし、報告書を 1 部提出のこと。）

≪※岡山市実施の家屋調査(隣接家屋 6 件）と別途に必要と判断される場合≫

11. 交通安全対策

○工事着手前に所轄警察署、町内会、交通安全対策協議会、交通安全母の会、当施設管理者等と協議し、交通安全対策の処置を講ずること。
重機器、大型車両搬出入時は特に安全に留意し、交通誘導員の配置等をすること。

○仮設計画図を参考に交通誘導員を配置すること。
（延べ 1350 人以上：必要に応じて増員を図ること。）

~~○下記の路線に配置する警備業法に基づく警備業者の「交通誘導警備員」については、交通誘導警備 1 級又は 2 級検定合格者を 1 人以上配置すること。~~

~~一般国道 2 号、30 号、53 号、180 号、181 号、250 号、313 号、374 号、430 号~~

~~県道岡山児島線、岡山吉井線、岡山牛窓線、岡山港線、岡山赤穂線、寒河本庄岡山線、倉敷西環状線~~

~~（交通誘導警備 1 級又は 2 級検定合格者証の写しを交通誘導員配置報告書に添付）~~

12. 施設管理者等との連絡協議

○工事着手前に施設管理者等と協議し、当施設及び新庁舎、保健福祉会館の運営に支障をきたさないよう努めること。

~~○改修工事について、執務並行改修を適用している。~~

13. ~~別途工事との調整~~
○別途発注の関連工事との取り合い・工程調整を十分行い、円滑に工事を進めること。（必要に応じて総合図を作成し調整すること。）

14. 工程管理
○関連業者、関係機関等と協議のうえ、全体工程表・月間工程表・週間工程表を作成し、工程の管理を厳密に行うこと。

15. 障害物の移設等
○工事に支障となる障害物が新たに判明した場合は､監督員と協議のうえ、撤去または移設し、工事完了後、必要なものは原状復旧すること。
この場合、軽微なものは受注者の負担にて行うこと。
○損傷が予想される既設物は、あらかじめ養生を行うこと。
万一損傷を与えた場合は、受注者の責任にて原状復旧すること。
○架空線及び架空電線の防護措置について、契約後、施工計画書等に基づき、発注者、受注者及びNTT㈱又は中国電力㈱の協議により、防護措置が必要となった場合は、設計変更等の対象とする。NTT㈱又は中国電力㈱への協議依頼は、受注者が行うこととする。また、協議は受注者の施工計画書作成段階にて行うこととする。

16. 電波障害
○工事施工により電波障害が発生した場合は、完工までは受注者の負担で応急措置等の対策を行うこと。

17. 給排水設備工事の専門業者について
~~○給水設備［水道給水装置］工事は、岡山市水道局指定給水装置工事事業者によること。~~
○下水放流の排水設備工事は、岡山市下水道排水設備指定工事店によること。

18. ~~鉄骨製作工場~~
○鉄骨製作工場は指定性能評価機関による「●グレード」以上の能力を有する工場とすること。（国土交通大臣認定）

19. 仮設工事
○仮設計画は、受注者にて十分検討し、施工計画書を作成して監督員の承諾を受けること。設計図の仮設計画図は、指定仮設を除き参考とする。なお、交通安全、作業効率及び工事現場の安全、衛生管理等に必要と思われるものについては受注者の負担により自主的に設置し、写真、記録を整理すること。
○工事現場の管理は、受注者の責任において、労働基準法、労働安全衛生